

日本のまちづくり法を考える（その3）

－ 32年ぶりの都市計画法の大改正に興味を！－

～坂和章平著『実況中継 まちづくりの法と政策』より～

弁護士 坂和 章平

1) 都市計画法は、約200ある日本の都市や土地に関する都市法の中核となる「母なる法」だ。日本の近代的都市計画の始まりは、1888（明治21）年の東京市区改正条例といわれている。その後、1919（大正8）年の旧都市計画法を経て、1968（昭和43）年に新都市計画法（68年法）が制定され、建築基準法、都市再開発法とともに、近代都市法の骨格が形成された。

しかし戦後、池田内閣による高度経済成長政策そして田中内閣による「日本列島改造」政策は、一方では無秩序な市街地の拡大（スプロール現象）とミニ開発による不良建築物を生むとともに、他方では「地価高騰」を招き、日本の都市はボロボロになった。

すなわち、68年法を中心とした日本の都市法は、有効な都市づくりに十分機能しなかったのである。

2) しかし21世紀を迎えた今の日本は、もはや高度経済成長ではなく、全国的な少子高齢化の進行と人口自体の減少、そして都市への人口集中の沈静化という新たな事態を迎えている。一言でいえば、日本は、都市が急速に拡大する「都市化社会」の時代から、安定・成熟した「都市型社会」の時代を迎えたのである。こういう時代認識の下に、68年法は2000年5月に大改正され、2001年5月から施行された。しかし残念ながら、国民の多くは、このような重大な都市計画法の転換の事実を知らないと思う。その根本の原因は、都市法の複雑性と難解性にあるが、そうだからといって国民の都市計画法への無知や無理解は不幸な事態だ。

3) 都市計画法の枠組みは

- ① 都市計画区域とそれ以外の区域を区分する
- ② 市街化区域と市街化調整区域を分ける（線引き）
- ③ 用途地域を定めるとともに、建築基準法で建築物の用途 規制と形態規制をする

などというもので、確かに複雑だが、体系だって学習すればその理解は可能だ。また、都市計画（法）は、西欧諸国どの国にもあり、西欧の都市づくりは、それに基づいてなされてきたものだから、勉強すれば奥が深いし楽しいものだ。アジアでも、例えば、整然とした美しいシンガポールの都市計画や、高層ビルが立ち並ぶ香港の都市計画などは興味深い。また、オリンピック誘致が決まった中国、北京の都市づくりが今後どのように進むのかも考えてみれば面白い。

このように、日本のその場しのぎの貧弱な都市と、西欧諸国の計画だった洗練された都市との違いは、どこから生み出されたのか、またアジア諸国の都市づくりの根拠は何か、などを考えながら都市計画法を学習してみてもどうだろうか。きっと都市法への興味が湧いてくる筈だ。都市法の体系、そしてその根幹となる都市計画法は、現実の都市を考えながら勉強すれば結構面白い法律なのだ。改正都市計画法に是非興味をもってみたいよう。

以 上